

宮古島市



未就学児聴覚診療等に係る 渡航費等助成制度

未就学児聴覚障害の診療における渡航費用に伴う
経済的負担の一部を宮古島市が助成します。

対象者

診療等受診時点で宮古島市に住所のある者で
本市以外の医療機関等で診療等が必要と
医師が認める未就学児とその保護者1名

※障がい福祉課で障がい手帳または補聴器助成対象者は、該当しません。

助成額

航空運賃 往復13,000円（片道6,500円）を上限

宿泊費 1泊8,000円を上限

※航空運賃1往復1回、1泊1回とし、それぞれ各年度3回までとする。

必要書類（窓口申請）

- ・ 渡航費等助成金交付申請書（窓口等で配布）
- ・ 搭乗日、搭乗者名、区間、運賃を証明できる書類
- ・ 宿泊期間、人数、1泊の金額がわかる書類
- ・ 医療機関の診療明細書・領収書
- ・ 島外受診の必要性が確認できる医師の意見書等
（各年度1回目申請時）
- ・ 通帳の写し

など



問い合わせ先

宮古島市 家庭保健課
0980-73-4572